

○無果汁の清涼飲料水等についての表示

(昭和 48 年 3 月 20 日公正取引委員会告示第 4 号)

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定により、無果汁の清涼飲料水等についての表示を次のように指定し、昭和四十八年九月二十日から施行する。ただし、王冠による密栓をしたびん詰の清涼飲料水並びに紙による密栓をした乳飲料、はっ酵及び乳酸菌飲料については、同年十月十九日までの期間は、適用しない。

無果汁の清涼飲料水等についての表示

- 1 原材料に果汁又は果肉が使用されていない清涼飲料水、乳飲料、はっ酵乳、乳酸菌飲料、粉末飲料、アイスクリーム類又は氷菓（以下「清涼飲料水等」といい、容器に入っているもの又は包装送されているものに限る。）についての次の各号の一に該当する表示であって、当該清涼飲料水等の原材料に果汁又は果肉が使用されていない旨が明瞭に記載されていないもの
 - 一 当該清涼飲料水等の容器又は包装に記載されている果実の名称を用いた商品名等の表示
 - 二 当該清涼飲料水等の容器又は包装に記載されている果実の絵、写真又は図案の表示
 - 三 当該清涼飲料水等又はその容器若しくは包装が、果汁、果皮又は果肉と同一又は類似の色、かおり又は味に着色、着香又は味付けがされている場合のその表示
- 2 原材料に僅少量の果汁又は果肉が使用されている清涼飲料水等についての前項各号の一に該当する表示であって、当該清涼飲料水等の原材料に果汁若しくは果肉が使用されていない旨又は当該清涼飲料水等に使用されている果汁若しくは果肉の割合が明瞭に記載されていないもの